

小田原市におけるカーボンニュートラル実現に向けた  
共創推進に関する連携実施協定の締結について  
～公開シンポジウムを同日開催いたしました～

2023 年 2 月 17 日

小田原市

東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社

小田原市（市長：守屋 輝彦）および東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社（支社長：岩村 佳紀、以下「東電 P G」）は、本日、「小田原市におけるカーボンニュートラル（以下、「C N」）実現に向けた共創推進に関する連携実施協定」（以下「本協定」）を締結しました。

本協定は、小田原市の 2050 年における C N の実現に向けて、環境・エネルギーの分野において、これまでの“点”のリソース導入ではなく、地域での面的な貢献性も視野に入れた配電網レベルでのエリアエネルギーマネジメントの仕組みを検討・共創し、小田原市における C N の実現に資することを目的としております。

あわせて、本協定締結と同日、エリアエネルギーマネジメントの構築を含めた小田原市の「脱炭素先行地域」の実現に向けて、エリアエネルギーマネジメントに関心のある事業者等を対象としたシンポジウムを開催いたしました。シンポジウムでは、計画の内容や今後の取組をご紹介しますとともに、エネルギーマネジメントシステムの特長や意義を共有し、これまで小田原市と連携してきた各分野の連携企業と、パネルディスカッションを行いました。

小田原市と東電 P G は、引き続き、地域で脱炭素化に取り組む様々な主体との連携を拡大しながら、持続可能な地域社会の実現を目指します。

別紙 1\_小田原市における C N 実現に向けた共創推進に関する連携実施協定書

別紙 2\_小田原市における C N 実現に向けた共創推進に関する連携実施協定概要図

別紙 3\_小田原市と東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社との連携実施協定締結式・公開シンポジウム

以 上

**本発表内容に関する報道関係者のお問い合わせ先について**

|                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| 小田原市 環境部               | 安陪 TEL：0465-33-1525（直通）  |
| 東京電力パワーグリッド株式会社 神奈川総支社 | 飯野 TEL：045-394-1233（代）   |
|                        | TEL：090-1846-9687（直通）    |
| 同 小田原支社                | 野崎 TEL：080-6672-9724（直通） |

小田原市におけるカーボンニュートラル実現に向けた  
共創推進に関する連携実施協定書

小田原市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、小田原市における分散型エネルギーシステムの構築を通じたカーボンニュートラルの実現に向けた連携実施協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、環境・エネルギー分野において、これまでの“点”のリソース導入ではなく、地域での面的な貢献性も視野に入れた配電網レベルでのエリアエネルギーマネジメントの仕組みを検討・共創し、最適なリソース配置等の観点を踏まえたリソースの大量導入に向けた連携の強化と小田原市におけるカーボンニュートラル実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項で連携し協力するものとする。

- （1）エネルギーの地産地消、面的な全体最適を図るための配電網レベルでのエリアエネルギーマネジメントの推進に関すること
- （2）再生可能エネルギーの導入拡大、最適配置及び高付加価値化に関すること
- （3）電気自動車等の脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に資する分散型エネルギーリソースの導入拡大、最適配置及び利活用に関すること
- （4）電力に関するデジタル技術を活用した脱炭素型ライフスタイルへの行動変容の促進及び生活の質の向上に関すること
- （5）その他カーボンニュートラルの実現に関すること

（具体的な実施事項）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項及び実施方法は、甲及び乙協議の上、別途取り決めるものとする。

- 2 乙は本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社へ実施させることができる。
- 3 甲及び乙は、本協定の目的の達成のため、あらかじめ甲乙協議の上、必要に応じ専門的な知見や技術を有する者を協議に招請することができるものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により受領した情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、書面による事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- （1）他の当事者から受領したときに既に公知となっていたもの、または他の当事者から受領後、自らの故意または過失によらずして公知となったもの
- （2）他の当事者から受領したときに既に保有していたもの、または他の当事者から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- （3）法令により開示をもとめられたもの

2 甲及び乙は、本協定が第5条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から2028年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の60日前までに、甲及び乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（法令の遵守）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈または履行につき疑義を生じた場合は、甲及び乙が別途協議し、決定する。

以上、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和 5 年 2 月 17 日

甲：神奈川県小田原市荻窪 300 番地  
小田原市  
市長

乙：神奈川県小田原市本町 1 丁目 9 番 25  
東京電力パワーグリッド株式会社  
小田原支社長

守屋 輝彦

岩村 佳紀

# 小田原市における分散型エネルギーシステムの構築を通じたカーボンニュートラルの実現に向けた連携実施協定



## 【連携実施協定の狙い】

- 2050年のカーボンニュートラル(CN)に向けた連携の実施
- エリアエネマネ実行を軸とした脱炭素先行地域事業の推進



## < 具体的な連携事項 >



### 配電網レベルでの エリアエネルギーマネジメント

- エネルギーの地産地消、面的な全体最適を図るためのエリア単位のエネルギーマネジメント構築



### 再生可能エネルギーの 導入拡大・最適配置

- 太陽光をはじめとする再エネ最大限導入と高付加価値化、最適配置の推進



### 電化(EV等)

- EV車の導入、活用方法の拡大、最適配置等の推進による脱炭素化に向けたエネルギー転換



### 脱炭素型ライフスタイルの 促進に向けた行動変容

- 電力に関するデジタル技術を活用した脱炭素型ライフスタイルへの行動変容や生活の質の向上

その他カーボンニュートラルの実現に関する事項を幅広く連携・推進・実行



## 小田原市におけるカーボンニュートラル実現に向けた 共創推進に関する連携実施協定締結式



岩村 佳紀 東京電力パワーグリッド㈱小田原支社長（左）と守屋 輝彦 小田原市長（右）

## 公開シンポジウム「小田原市脱炭素先行地域の実現に向けて」

日時 2023 年 2 月 17 日 (金) 13:00～15:00

会場 小田原市生涯学習センターけやき (神奈川県小田原市荻窪 300)

プログラム

- 1 開会挨拶(小田原市/環境省関東地方環境事務所/小田原市商店街連合会)
- 2 計画・取組説明(小田原市環境部/東京電力パワーグリッド株式会社)
- 3 パネルディスカッション(小田原市/東京電力パワーグリッド株式会社/京セラ株式会社/湘南電力株式会社/株式会社 Mobility Technologies/株式会社横浜銀行)



写真は、パネルディスカッションの様子

(左から) 守屋 輝彦 小田原市長、吉村 大輔 東京電力ホールディングス㈱エリアエネルギーイノベーション事業室技術支援グループ課長、草野 吉雅 京セラ㈱エネルギーソリューション事業部 GX ビジネス開発部責任者、原 正樹 湘南電力㈱代表取締役社長、佐々木 将洋㈱Mobility Technologies 次世代事業本部 GX 部 部長、横山 佳右㈱横浜銀行小田原支店 支店長